

平成 26 年 1 月 10 日

## 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生の情報発信

### NO.22 生前贈与と名義預金

2014 年、いよいよ始まりましたね。4 月からは消費税が増税され、今後、日本経済がどのようになっていくかはわかりませんが、「笑う門には福来り」の精神でいきましょう。



行政書士事務所を開業してから 9 年目を迎えました。その間、いろいろな分野の勉強を重ねてまいりました。みなさまからのご相談にも、幅広い知識で対応させていただきたいと思っております。本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2015 年から相続税の基礎控除額が引き下げられることから生前贈与に関心が集まっています。今回は、現金を贈与する場合の注意点をまとめてみました。贈与契約書も添付しておりますので、参考になさってください。

#### 預貯金の贈与

「年間 110 万円までの贈与なら贈与税はかからない」ので毎年、その範囲内で預貯金を子どもや孫に贈与しているという方もいらっしゃると思います。ただ、相続税を支払った後の税務調査で、その預貯金が贈与と認められず、相続人の名前を借りただけの名義預金とみなされるケースがとても多いです。相続税の申告で一番多いのは不動産ですが、申告漏れが指摘されるのは名義預金が N01 ということです。

#### 贈与税の申告をしていれば大丈夫？

贈与税の申告をすれば大丈夫と思っている方もいらっしゃいますが、それは間違っています。国税不服審判所（平成 19 年 6 月 26 日）の裁決は、

- ・ 贈与税の申告、納税は 1 つの証拠にすぎない
  - ・ 贈与が本当にあったかどうかは、具体的な事実を総合勘案して判断すると示しています。
- ここでいう具体的な事実とは、どのようなことなのでしょう？

#### 贈与は契約

贈与とは贈与契約のことなのですが、契約である以上、あげる方ともらう方の意思表示が必要です。財産をあげる方が「この財産をあげるよ」といい、もらう方が「ありがとう、いただきます」ということが必要なのです。

ありがとう！！



財産を  
あげるよ！！



この意思表示を表すものとして、贈与契約書の作成が有効です。署名・押印は必ず自分で行います。（口頭でも契約は成立しますが、それを外部（税務調査官）に証明することはできません）また、お金の動きを明らかにするために贈与は振込みにより行います。通帳や印鑑の管理はもらった方が行い、間違っても、**あげた方が通帳やカード、印鑑も管理している**ということはしないでくださいね。

その他、もらう方が口座を作ること（印鑑も他の通帳のものと一緒にする）、預貯金を自由に出し入れしている状態にすることも大事です。

専業主婦の口座に多額の預貯金があった場合、名義預金とみなされる可能性があります。嫁いだ娘名義の預金が旧姓のままなっている場合も注意が必要です。



贈与税の申告をしていますが、贈与の実態がなければ、贈与された金額は亡くなった方の財産に加算され相続税が計算されます。例えば、相続財産 1 億円で、毎年 110 万円の贈与を 20 年間に続けて、その金額が 2200 万円だったとすると、その 2200 万円は 1 億円に加算され、1 億 2200 万円の相続財産があったとして計算されてしまうのです。

### 未成年の子に対する贈与は有効か

結論からいうと有効です。民法では贈与される人の年齢制限を設けていないからです。

おじいちゃんが孫名義で預貯金の口座を作る場合も

- ・ 未成年者に対する贈与契約書の作成（添付資料）
- ・ 孫名義の通帳に振り込む
- ・ 贈与税の申告（110 万円を超える場合）
- ・ 通帳、印鑑の管理は法定代理人（父母）が行うことが大切です。



### いくら贈与すればいいの？

早い時期から毎年 110 万円ずつ贈与すれば、かなりの節税効果があります。ただ、相続発生前 3 年以内に贈与されたものについては、相続財産にプラスされてしまいます。それなりの年齢の方は、一度にもっとたくさんの贈与をしたいという場合もあるでしょう。本格的な節税をお考えの場合は、相続税の実効税率（相続人数と配偶者の有無で異なる）と贈与税の実効税率を比較して贈与額を決めていくことになるようですが（税理士さんの分野）、そこまでは必要ないという方は、以下に贈与税の実効税率をあげておきますので、参考にしてください。

310 万円贈与	→	贈与税額 20 万円	実効税率 6.5%
410 万円贈与	→	贈与税額 35 万円	実効税率 8.5%
510 万円贈与	→	贈与税額 55 万円	実効税率 10.8% になります。

### その他の贈与

毎年 110 万円の基礎控除がある暦年贈与の他にも、住宅の取得資金などを贈与する制度や、子や孫に一括して教育資金を贈与する制度、夫婦間の居住用不動産の贈与などもあります。暦年贈与との選択制になりますが、2500 万円までは贈与税がかからない相続時精算課税制度（無税になるのではなく、課税が相続時まで繰り延べられるだけ）などもあります。生前贈与について、ちょっと聞いてみたいという場合は、お気軽にお電話してください。

## Pick Up 1

セミナーのお知らせ

### ①女性のためのやさしい相続セミナー

日時：1月29日（水） 13：30～15：30

場所：芦屋市民センター 207 会議室

費用：3000 円 女性限定 5 名様 Smiling Ending Note® LITE 版プレゼント

### ②女性のためのやさしい遺言セミナー

日時：2月10日（月） 13：30～15：30

場所：芦屋市民センター 207 会議室

費用：3000 円 女性限定 5 名様 Smiling Ending Note® LITE 版プレゼント

少人数で和気あいあいとしたセミナーにしたいと思っています。興味のある方は、是非お申し込みください。できれば、お知り合いの方にも宣伝していただけるとうれしいです。よろしくお願ひ申し上げます。

## Pick Up 2

1月の電話による無料相談日です。ご利用の際は、ご予約をお取りください。

1月16日（木）、23日（木）、30日（木） 2月はHPでご確認ください。



離婚、相続、贈与、遺言、内容証明  
契約書全般、不動産（業務提携）、そ  
その他何でもお気軽にご相談ください。

### ◆行政書士9年 主婦19年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

Web <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル NO.6 遺言書  
NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書 NO.11 クーリングオフ NO.12 認知症  
NO.13 少額ミニ保険 NO.14 検察審査会 NO.15 6次産業化で地域活性化 NO.16 日銀の役割 NO.17 内容証明郵便  
NO.18 高齢者ホーム NO.19 自転車事故 NO.20 養子縁組 NO.21 改正動物愛護管理法